

令和5年2月17日  
鹿屋市

## 懲戒処分の公表

鹿屋市は、下記のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

事案の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 被処分者は、干されている女性用下着の写真を撮影する目的で、令和4年12月15日に被害者方敷地内に侵入して女性用下着の写真を撮影し、また、同月22日に被害者方物干し部屋に侵入して女性用下着の写真を撮影した。</li><li>○ 被処分者は、令和5年2月1日に住居侵入の容疑で逮捕され、同月10日に住居侵入の罪で略式起訴され、同日、罰金20万円の略式命令を受けた。</li><li>○ 被処分者は、令和5年2月17日付で依願退職した。</li></ul>												
処分の時期	令和5年2月17日												
被処分者 及び 処分の程度	<table border="1"><tr><td>所 属</td><td>市長事務部局</td></tr><tr><td>職</td><td>参事</td></tr><tr><td>性 別</td><td>男性</td></tr><tr><td>年 齢</td><td>50歳代</td></tr><tr><td>処分の種類 及び程度</td><td>懲戒停職6月</td></tr><tr><td>処分理由</td><td>地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号</td></tr></table>	所 属	市長事務部局	職	参事	性 別	男性	年 齢	50歳代	処分の種類 及び程度	懲戒停職6月	処分理由	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
所 属	市長事務部局												
職	参事												
性 別	男性												
年 齢	50歳代												
処分の種類 及び程度	懲戒停職6月												
処分理由	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号												

【問合せ先】総務課 人事研修係 (電話) 0994-43-2111 内線 3366